

健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)の施行により、地方公共団体は、国の算定基準に基づき、財政の健全性を判断するための 4 つの指標(健全化判断比率)と、公営企業の経営の健全性を明らかにする指標(資金不足比率)を算定し公表することが義務付けられました。

地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」、「早期健全化段階」、「財政再生段階」の 3 つの段階に区分され、一つでも基準を超えた場合は、「財政健全化計画」や「財政再生計画」を議会の議決を経て定め、財政健全化を図る必要があります。

また、公営企業の資金不足比率が基準以上となった場合には、経営健全化計画を定め、経営の健全化を図る必要があります。

1. 健全化判断比率及び資金不足比率

(1)健全化判断比率の状況

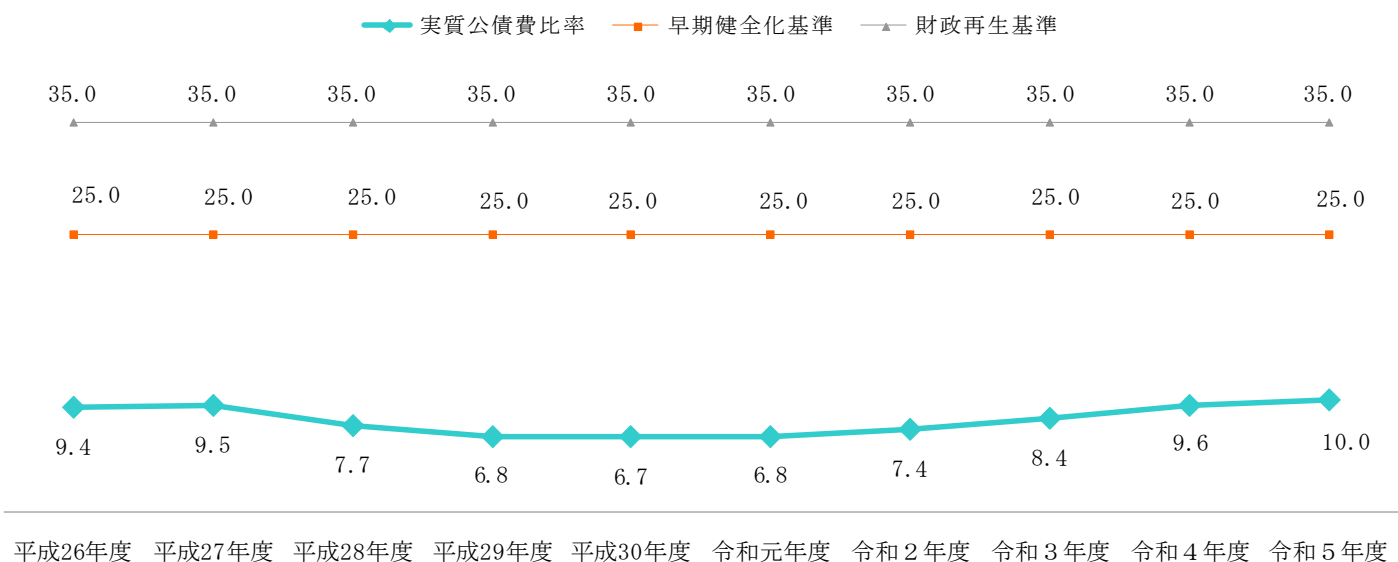
令和5年度決算に基づく本市の健全化判断比率は、下表のとおりすべて早期健全化基準を下回り、適正な財政運営を行っています。今後も、健全財政を維持しながら、より効果的かつ効率的な財政運営に努めていきます。

健全化判断比率

	当市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-%	13.44%	20.0%
連結実質赤字比率	-%	18.44%	30.0%
実質公債費比率	10.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	24.1%	350.0%	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は、黒字のため「-」で表示しています。

平成26年度から令和 5 年度までの実質公債費比率の推移



(2)資金不足比率の状況

令和5年度決算における各公営企業会計の資金不足比率は、下表のとおりであり、資金不足が発生している公営企業はありません。

資金不足比率

公営企業会計の名称	当市の資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	－%	20.0%
下水道事業会計	－%	20.0%
病院事業会計	－%	20.0%

※「－」の表示は、資金不足がないことを示しています。

2. 各指標について

(1)健全化判断比率

○実質赤字比率

一般会計等の赤字額の割合です。

○連結実質赤字比率

一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた市全体の赤字額の割合です。

○実質公債費比率

市税等の年間収入のうち市全体の借金返済額が占める割合で、この比率が18%を超えると、地方債を発行する際に、県の許可が必要になります。また、25%以上になると、一部の地方債の発行が制限されるとともに、早期健全化団体になります。

○将来負担比率

市全体の借金等が市税等の年間収入の何年分にあたるのかを表す指標(100%が1年分にあたります)です。

(2)資金不足比率

公営企業における資金不足の状況を表したものであり、この比率が高くなるほど、経営状況に問題が発生し、資金繰りが厳しくなっていることを示しており、経営の効率化や財務体質の強化が急務となります。